



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
8月5日
第637号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関

係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等の一部改正(税政課)	1
道路区域の変更(道路保全課)	1

○ 公 告

第54回採石業務管理者試験実施公告(イノベーション推進課)	2
公共測量実施公告(用地事業支援課)	3
公共測量終了公告(用地事業支援課)	4
建築士免許取消し公告(建築課)	4

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壌汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除(南部)	4
--	---

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良事業計画変更認可公告(湖北)	4
--------------------------	---

告 示

滋賀県告示第296号

平成27年滋賀県告示第474号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等)の一部を次のように改正する。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月 大造

表第9条第3項の項中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改め、同表第9条第4項の項中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改め、同表第9条第5項第6号の項中「第9条第5項第6号」を「第9条第6項第6号」に改める。

滋賀県告示第297号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年8月5日から令和7年8月19日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷地 の 幅員	延長	備考
		東近江市中岸本町字上堂414番 1地先から	変更後	最小 14.8m) 最大	1228.5m	道路改良工事 (バイパス) に伴う道路区 域の変更

県道	雨降野今在家八日市線	東近江市神田町字北の木戸274番1地先まで		59.3m		
			変更前	最小 5.6m } 最大 29.0m	1235.0m	
	外八日市線	東近江市神田町字樋越720番地先から 東近江市神田町字樋越718番地先まで	変更後	最小 25.8m } 最大 37.7m	73.3m	道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更(路線重用) 雨降野今在家八日市線 L=31.5m
			変更前	最小 16.1m } 最大 25.8m	73.3m	

公 告

第54回採石業務管理者試験実施公告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定に基づき、第54回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。
令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 試験日時 令和7年10月10日(金)午前10時から正午まで
- 2 試験場所 滋賀県庁東館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- 3 試験科目
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土および廃石の堆積ならびに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)
- 4 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)および技術問題15問(5問の必須問題および10問から5問を選択して解答する選択問題)とする。
- 5 願書配布 令和7年8月20日(水)から滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課および各滋賀県合同庁舎(滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、甲賀総務経理係、東近江総務経理係、湖東総務経理係、湖北総務経理係、高島総務経理係)で配布する。
※ 願書は、県ホームページからダウンロードすることも可能とする(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104052.html>)。
- 6 願書受付期間 令和7年8月20日(水)から令和7年9月24日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、令和7年9月24日(水)までの消印のあるものだけに限り受け付ける(簡易書留とし、封筒の表面に「採石業務管理者試験願書在中」と朱書きすること。)
なお、令和7年9月30日(火)までに受験票が届かない場合は、7に示す問合せ先まで問い合わせること。
- 7 願書受付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3790
- 8 提出書類
 - (1) 受験願書 1通
 - (2) 受験整理票 1通
写真貼付欄に出願前6か月以内に撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの正面上半身脱帽時の写真を貼付すること(写真の裏面には氏名を記載すること。)
 - (3) 受験票 1通

住所欄および氏名欄を記入すること。受験票は手続完了後に郵送するので、あらかじめ出願者の宛名を記入の上、85円切手を貼付して提出すること。

※ 受験票を県ホームページからダウンロードして使用する場合は、所定の欄に記入の上、該当部分を切り取り、通常はがき裏面にのり付けをして提出すること。

9 受験手数料 8,100円

滋賀県収入証紙またはキャッシュレス決済により納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

(1) 滋賀県収入証紙による納付方法 必要な金額の滋賀県収入証紙を受験願書に貼付後、滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課へ郵送または持参し、納付すること。

(2) キャッシュレス決済による納付方法 滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課に受験願書を持参し、審査を受けた後、滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課にて作成するキャッシュレス決済依頼書を会計管理局管理課窓口へ持参し、納付すること。

10 合格発表 令和7年10月31日(金)に県庁前掲示板に掲示するほか、本人宛てに通知する。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 栗東市上砥山
- 3 作業の期間 令和7年2月28日から令和7年8月26日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 愛知郡愛荘町豊満、東円堂
- 3 作業の期間 令和7年7月4日から令和7年12月5日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市本堅田二丁目
- 3 作業の期間 令和7年8月1日から令和7年10月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、甲賀市長 岩永 裕貴から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影、写真地図作成)
 - 2 作業の地域 甲賀市全域
 - 3 作業の期間 令和7年8月1日から令和8年3月31日まで
-

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 守山市焰魔堂町
- 3 作業の終了日 令和7年7月9日

建築士免許取消し公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和7年7月29日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 本田寿司
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第3460号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号の規定に基づく届出があったため

環境事務所告示**滋賀県南部環境事務所告示第8号**

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和3年滋賀県南部環境事務所告示第6号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

令和7年8月5日

滋賀県南部環境事務所長 浦山 重雄

- 1 指定を解除する区域の所在地 野洲市野洲字川原端860番、860番3、字西ヶ窪2286番の各一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウムおよびその化合物、セレンおよびその化合物、砒素およびその化合物、ほう素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

農業農村振興事務所公告**土地改良事業計画変更認可公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、長浜南部土地改良区の長浜南部地区土地改良事業(維持管理計画)の変更は、令和7年7月23日に認可した。

なお、この処分取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができる。

令和7年8月5日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤江 学